

# 『情報信託銀行』コンソーシアム規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

- (1) 本会は、『情報信託銀行』コンソーシアム（以下、「本会」という。）と称する。
- (2) 英文名称は、**Information Trust Bank Consortium**と称する。

### 第2条 目的

本会は、我が国経済におけるキャッシュレス化を推進するとともに、金融機関が金融仲介業としての従来の役割を果たすことに加えて、キャッシュレス化推進により取得できるデジタルデータから新たな収益モデルを創造することを目的とする。

### 第3条 事業

本会は、前条の目的を達するためにキャッシュレスによる決済システム等で得られたデータを情報資産として利活用する新たな仕組みを構築していくために、次の事業を行う。

- (1) 情報信託銀行の設立に向けた準備
- (2) 企業間取引で発生するデータの収集、分析並びに加工に関するシステムの開発及び普及
- (3) キャッシュレス化によって得られた情報に関するサービスや法制度の推進に関する政策提言
- (4) 関係団体における活動内容の情報共有

## 第2章 会員及び役員

### 第4条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会の承認を受けた金融機関及びその関連企業・団体等とする。

### 第5条 会員の権利と義務

- (1) 会員は、コンソーシアムの会員であることを自社等のコンソーシアムに関連する事業についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。
- (2) 会員は、コンソーシアムが実施する広告、広報、催事等においてその名称が掲出されることを承認する。
- (3) 会員は、コンソーシアムの活動に積極的に参加する。

### 第6条 入退会

- (1) 本会へ入会しようとする者は、指定のweb画面から、決められた期日までに申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。
- (2) 本会を退会しようとする者は、事務局に書面をもってその旨を届け、総会に承認を得なければならない。

## 第7条 事業年度

- (1) コンソーシアム活動の事業年度は、通常4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) コンソーシアムの第1事業年度は、平成30年11月9日から翌年3月31日までとする。

## 第8条 入会金及び年会費

- (1) コンソーシアムの入会金は10万円とする。
- (2) コンソーシアムの年会費は無料とする。

## 第9条 役員

- (1) 本会に、役員として会長1名、副会長若干名及び監事1名を置く。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。
- (4) 監事は、本会の活動を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

## 第3章 総会等

### 第10条 総会

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会は、定期総会を原則として年3回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- (3) 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (4) 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- (6) 総会の議長は、会長が務める。
- (7) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (8) 総会は、本会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
  - ① 本規約の改正
  - ② その他本会の運営に関する重要な事項

### 第11条 幹事会

- (1) 本会に、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事をもって構成する。
- (3) 本会発足時における幹事は、会長が発起人から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (4) 本会発足後は、会長が会員から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (5) 幹事会の議長は、会長が兼務する。
- (6) 幹事会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- (7) 幹事会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (8) 幹事会は、本会への入会申し込みを承認するほか、本会の運営に関して重要な事項につい

て総会に提案し、及び会長が必要と認めた事項について議決する。

#### 第12条 ワーキンググループ

- (1) 本会は、本会の事業 運営上必要があるときは、幹事会の議決によりワーキンググループを設置することができる。
- (2) ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある会員の実務責任者等から構成される。
- (3) ワーキンググループの主査は、幹事会が指名し、ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、主査が定めるところによるものとする。

#### 第13条 事務局

事務局は、NIPPON Platform株式会社が設置し、会計及び庶務を行うものとする。

### 第4章 雑則

#### 第14条

- (1) 本会は、第3条に定める事業の実施に当たって、会合開催やワーキンググループの活動等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
- (2) 第14条第1項の徴収は、幹事会の議決によるものとする。

#### 第15条

本規約は、総会の決議により改正することができる。

#### 第16条

本会は、総会の決議により解散することができる。

#### 第17条

この規約に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

### 附則

#### 附則1

- (1) この規約は、平成30年11月9日から施行する。
- (2) 設立総会に出席し、本規約を承認した者は、本会の会員になったものとする。

#### 附則2

- (1) 第8条第1項の規定にかかわらず、当面の間は入会金を無料とする。
- (2) (1)にかかわらず、勉強会等において使用する資料等については別途、実費を徴収できるものとする。